災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「航空混成団司令部」を「航空方面隊司令部」に改め、同条第十二号を削り、同条第十三号中「、航空方面隊司令部若しくは航空混成団司令部」を「若しくは航空方面隊司令部」に改め、同号を同条第十二号とする。

附　則

この府令は、平成二十九年七月一日から施行する。

○内閣府令第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定事業を営む会社の附属明細表） **第百二十二条**　別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。 ［一～四　略］ 五　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同令に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとし、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。	（特定事業を営む会社の附属明細表） **第百二十二条**　別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。 ［一～四　同上］ 五　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同令に定める書式による事業費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

［六～十三　略］

［六～十三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十六号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融サービス利用者相談室及び企画官等） **第二条**　政策課に、金融サービス利用者相談室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、資産運用支援室及び地域金融生産性向上支援室並びに企画官二人、国会連絡調整官一人、金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、広報企画調整官一人、マクロプルーデンス調整官一人、金融行政相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人及び研究官五人を置く。 ［2～5　略］ 6‖　資産運用支援室は、国民の安定的な資産形成を実現するための政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 7‖　資産運用支援室に、室長を置く。 8‖　地域金融生産性向上支援室は、地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。 9‖　地域金融生産性向上支援室に、室長を置く。	（金融サービス利用者相談室及び企画官等） **第二条**　政策課に、金融サービス利用者相談室及びサイバーセキュリティ対策企画調整室並びに企画官二人、国会連絡調整官一人、金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、広報企画調整官一人、マクロプルーデンス調整官一人、金融行政相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人及び研究官五人を置く。 ［2～5　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］